事務事業評価シート

(平成25年度実施事業)

事務事業名	固定資産税賦課管理事務					_ بر	144
所属コード	34000	課等名	課等名 財政部資産税課 6			係名 業務係	
課長名	小原 雄二	担当者	名 阿部 理沙		内線番	:号	3611
評価分類	■ 一般 □ 2	公の施設	□ 大規模公共事業		補助金	: [〕内部管理

(1) 概要

総合計画	施策の柱	施策の柱 信頼される質の高い行政						
体系	施策	健全な財政運営の実現	全な財政運営の実現					
	基本事業	賦課の適正化と収納率の向上		コード	1			
予算費目名	一般会計							
特記事項								
事業期間	□単年度	■単年度繰返 □期間限定複数年度 開始年	度	昭和 25	年度			
根拠法令等	地方税法							

(2) 事務事業の概要

資産毎に算出された課税標準額を納税義務者に名寄せし,固定資産税・都市計画税を賦課した 納税通知書を送達するため,納税義務者及び送付先住所地を特定する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

地方税法の制定による(昭和25年)。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

納税義務者居住地の広域化,資産共有者の増加に対応し、納税通知書を誤りなく確実に送達していかなければならない。

(1) 対象(誰が,何が対象か)

納税義務者

(2) 対象指標(対象の大きさを示す指標)

指標項目		23 年度	24 年度	25 年度	25 年度	26 年度
		実績	実績	計画	実績	見込み
A 納税義務者数	人	102,258	102,799	103,400	103,374	103,400
B 納税通知書返戻数		281	268	250	300	250
С						

(3) 25 年度に実施した主な活動・手順

課税標準額を算出した資産毎に納税義務者の特定を行い、同一の納税義務者に一つの台帳コードを付番した。加えて、住所変更等に伴う登録データの修正を行なった。

(4) 活動指標(事務事業の活動量を示す指標)

指標項目		23 年度	24 年度	25 年度	25 年度	26 年度
		実績	実績	計画	実績	目標値
A 納税義務者に係る住所氏名等の登録及び変更件数	件	8,025	8,892	9,000	8,699	9,000
B 同人合併処理件数		43	29	30	25	30
С						

(5) 意図(対象をどのように変えるのか)

納税義務者毎に確実に名寄せを行い,住所地を特定することで固定資産税・都市計画税を適正 に賦課した納税通知書を作成する。最終的には,確実な納税通知書の送達に結びつける。

(6) 成果指標 (意図の達成度を示す指標)

1/14# 7Z 口	\r\ + 1 \4	単位	23 年度	24 年度	25 年度	25 年度	26 年度
指標項目	性格		実績	実績	計画	実績	目標値
A 納税通知書返戻数/納税義務者数	口上げる						
	■下げる	%	0.27	0.26	0.24	0.29	0.24
	□維持						
B 同人合併数/納税義務者数	口上げる						
	■下げる	%	0.04	0.04	0.03	0.02	0.02
	□維持						
С	口上げる						
	口下げる						
	□維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度実績	24 年度実績	25 年度計画	25 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	45,068	42,561	61,717	62,276
	⑤その他()	千円	137	0	138	123
	A 小計 ①~⑤	千円	45,205	42,561	61,855	61,717
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	3,936	3,936	3,936	3,936
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	15,744	15,744	15,744	15,744
計	トータルコスト A+B	千円	60,949	58,305	77,599	77,461
借老						

備考

(1) 必要性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

納税義務者毎の名寄せ処理により適正な賦課をし、納税義務者の特定及び住所変更等による 送付先住所データの正確な管理により納税通知書が確実に送達され、自主財源の確保に結びついている。

② 市の関与の妥当性

法定事務であるため, 市の関与は妥当である。

③ 対象の妥当性

法定事務であるため, 対象は妥当である。

④ 廃止・休止の影響

納税通知書の確実な送達が困難になる。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

市外居住者の住所変更等の情報把握について、変更時に届出をするようホームページ等を通じて周知を図る。

(3) 公平性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

特定の受益者はいない。

(4) 効率性評価

事業費については、必要最小限の業務委託をした電算処理に係る経費であり、これ以上の削減はできない。また、人件費についても、平成16年度中に「台帳コード管理システム」を導入し、事務の効率化・迅速化による業務時間の削減を図っており、現在の業務時間数は必要最小限である。

(1) 改革改善の方向性

広報活動(しおり・ホームページ・広報)により、市外居住者の住所変更・死亡等の把握について、届出が必要であることを周知する。また、死亡者については「現所有者申告書」、相続時に未登記の家屋を所有している場合は「未登録家屋所有者変更届」を提出するよう促す。さらに、必要に応じて「納税管理人(申告・承認申請)書」の提出を促す等し、納税通知書の確実な送達に努める。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

死亡者名義の固定資産が残っていくことが想定されることから,滞納処分を目的とした再課税 や、相続財産法人の相続財産管理人選任等について納税課と連携を図っていく必要がある。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- □ 現状維持(従来どおりで特に改革改善をしない)
- 改革改善を行う(事業の統廃合・連携を含む)
- □ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

市域外に住所を有する納税義務者の住所変更や死亡については、申出がなければ把握が困難なことから、引き続きしおりやホームページに掲載して申告書等提出の周知に努める必要がある。また、増加傾向にある死亡者課税については、相続権者の把握に努めるとともに、納税課と連携した取組みを強化していく必要がある。